町民

松前町職員倫理条例 議案第39号

に制定するもの。 頼を確保するため、 な措置を講じ、 理の保持に関して、 職員の法令遵守及び倫 町民の信 必要

問 することをいうのか。 具体的にどういう形で が、透明性の確保とは るものとし」とある 透明性の確保に留意す に公正な職務の執行と 第8条第1項に

いオープンな方法を規定 と公表する、覆い隠さな 保として、例えばきちん の中で透明性の確保を扣 ルを今作成している。そ 者の訓令、守るべきルー 定をしている。それを受 け、公共工事等発注担当 保に留意する、という規 条例では透明性の確 影岡委員

▣ 職 白 条例制定

改めて議会に説明が あるのか。 作成中とのことだが、 具体的な項目を現在

影岡委員

設け、 ことから、出来上がっ していただく場がない た際には説明する場を いため、委員会で審議 している。条例ではな 現在、 提示したいと 財 政課が作成

要だと考える。 れていれば、倫理条例 禁止行為、これらが守 6条の利害関係者以外 第4条の禁止行為、 の者等との間における |性質上、第8条は不 第3条の倫理原 則

りましたと、同時に出 も工事発注者に関して 例はこうで、その中で けで、それを同時に出 はこのような規程を作 していただきたい。条 ルールを作ればいいだ 入札などの規則、

することにしている。

さなければ審議はでき ないと思うが考えは。

曽我部議員

町としては条例とい

いと考えている。

たいと考えていた。 ルを枝葉として作成し う大きな幹を作り、そ れに基づく細かなルー

用については倫理原則 のであり、包括的な広 が訓示を目的としたも うと考えている。 い範囲を対象とし、運 に基づいてやっていこ 特にこの条例は内容

条例に紐づけて、表に のは、 たものである。 があると考え、 出し、位置づける必要 者の責務については、 特に公共工事発注担当 立場をもう一度考え、 あえて8条を入れた 我々の置かれた 規定し

きるのか。 だが、それはいつ頃で れから作るということ た。付帯する枝葉をこ 条例という幹はでき 村井委員

答 も7月中には仕上げた 程については、 工事発注担当者の規

りのコンプライアンス するなど、適切にフォ を通して職員一人ひと を保存して、教育研修 を提出してもらい記録 浸透を定期的に再確認 教育を実施すること。 職員を対象に継続的に 研修計画を立案し、全 倫理の確立を図るため の服務規律の順守及び に関する意識醸成と ーしてほしい。 また、研修後は所感 条例制定後は、

、賛成多数で可決

田中議員

正する条例 松前町税条例の 部を改

議案第40号

改正する法律が施行されている。

可能。

に及ぼす影響の緩和を ための措置が納税者等 及びそのまん延防止 図るため、所要の改正 コロナウイルス感染症 0

全会一致で可決

行うもの。

遅くと

議案第41号 を改正する条例 松前町手数料条例の

部

ナンバーカードへの移

行を早期に促すためで

され、 する法律の一部が改正めの番号の利用等に関 止されたため、 定の個人を識別するた 改正を行うもの。 行 政手続における特 通知カードが廃 所要の

問 認する手段はあるのか。 れた場合、個人番号を確 通知カードが廃止さ

今後もマイナンバーを 名等が変更なければ、 証する書類として使用 通知カードは住所氏 変更の場合 藤岡委員 用できる。

住民票又は住民票記載

マイナンバー入り

0

事項証明書を取得後、 可能となる。 マイナンバーの確認が

なぜ決まったのか。 通知カードの廃 止

化を進める観点から、 また、社会のデジタル 紙製のカードからマイ 担となっていたこと、 きが住民及び職員の負 記載事項の変更手続 田中委員

便性についての考えと、 のセキュリティ対策や利 今後どのように普及啓発 していくのか。 マイナンバーカード

マイナンバーカード 田中委員

ていかなければならな ついては、今後検証し ビニ交付サービスも利 オンライン申請やコン は万全と考えている。 め、セキュリティ対策 に管理されているた 法令に基づき厳格 普及活動に